<用語の定義>

- (1) 低濃度 P C B 廃棄物 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等 (平成 21 年 11 月 10 日環境省告示第 69 号) で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。
- (2) 微量PCB汚染廃電気機器等 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項第1号イ、第2項第2号イ及び第2項第3号イに掲げる産業廃棄物をいう。
- (3) 低濃度PCB含有廃棄物 同告示第2項第1号ロ、第2項第2号ロから二及び第2項第3号ロからトに掲げる産業廃棄物をいう。

○低濃度PCB含有廃棄物の記載について

	特別管理産業廃棄物の種類(本県における許可品目)	
廃掃法施行令で規 定する産業廃棄物	【従前の記載】	【変更後の記載】
廃ポリ塩化ビフェ	廃PCB等(PCBの濃度が	廃PCB等 (低濃度PCB含有廃棄物
ニル等	5,000mg/kg 以下のものに限る。)	に限る。)
ポリ塩化ビフェニ	PCB汚染物(PCBの濃度が	PCB汚染物(低濃度PCB含有廃棄
ル汚染物	5,000mg/kg 以下の汚染物に限る。)	物に限る。)
ポリ塩化ビフェニ	PCB処理物(PCBの濃度が	PCB処理物(低濃度PCB含有廃棄
ル処理物	5,000mg/kg 以下の処理物に限る。)	物に限る。)

〇微量PCB汚染廃電気機器等の記載について※

	特別管理産業廃棄物の種類(本県における許可品目)	
廃掃法施行令で規 定する産業廃棄物	【従前の記載】	【変更後の記載】
廃ポリ塩化ビフェ ニル等	廃PCB等(微量PCB汚染絶縁油が 廃棄物となったものに限る。)	廃PCB等(微量PCB汚染廃電気機 器等に限る。)
ポリ塩化ビフェニ ル汚染物	PCB汚染物(微量PCB汚染絶縁油 に汚染されたものが廃棄物となった ものに限る。)	PCB汚染物(微量PCB汚染廃電気 機器等に限る。)
ポリ塩化ビフェニ ル処理物	PCB処理物(微量PCB汚染絶縁油 由来の処理物に限る。)	PCB処理物 (微量PCB汚染廃電気 機器等に限る。)

※ 微量PCB汚染廃電気機器等は、今回の法改正により扱いが変更されたものではないが、許可証への記載の整理の観点から、低濃度PCB含有廃棄物の許可証への記載と合わせて変更する。